

令和**7**年度

(2025 年度)

SAPPORO

札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業

防犯カメラ設置補助金 申請の手引き

<本事業に関するお問い合わせ先>

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎13階

TEL:011-211-2252 FAX:011-218-5156

E-mail:kusei@city.sapporo.jp

令和7年度(2025 年度)の受付期間

事前エントリー申込	令和7年(2025 年) 5月1日(木) から 6月13日(金) まで
補助金交付申請	令和7年(2025 年) 7月16日(水) から 10月31日(金) まで

※補助金を申請するためには事前エントリーが必要です

— お知らせ —

札幌市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進する取組の一環として、平成30年度から本事業を実施してきましたが、今年度(令和7年度)をもって財源である寄付金の費消が見込まれているため、現在、持続可能な補助制度のあり方について検討を行っています。

このため、現行の補助内容については、今年度(令和7年度)をもって終了となりますのでご注意ください。

次年度(令和8年度)の詳細につきましては、令和8年4月にお知らせする予定です。



はじめに

札幌市では、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。))について、基本理念やその推進に関する事項などを定めた「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例(以下「条例」といいます。))」を平成 21 年に制定し、安全に安心して暮らせるまちの実現に向け、市民、事業者の皆さんと連携・協力してさまざまな取組を行っています。

このような中、町内会等では防犯パトロールや子どもの見守りなどの取組が行われ、札幌市はこうした取組に対する必要な情報や活動資材の提供などの支援を進めていますが、町内会等では、資金、情報、担い手が不足しているなどといった課題を抱えている場合があります。

また、現在、店舗をはじめ市内各所に多数の防犯カメラが設置されていることに加え、市民アンケートでは多くの市民の方が防犯カメラの必要性を認めていることから、安全で安心なまちづくりにおける効果的な取組の一つとして防犯カメラを設置することが、犯罪の未然防止や解決に役立つとの考えが定着していることが確認されております。

そこで、札幌市では、地域の特性や実情に応じて、多様かつ効果的に安全で安心なまちづくりが推進されるための支援策として、地域の公共空間を撮影するために町内会等が設置する防犯カメラへの補助制度を平成 30 年度から実施しております。また、令和3年度からは地域による防犯カメラの設置をより一層促進するため、補助限度額を増額するなどの見直しを行いました。

本手引きでは、この制度を活用して地域に防犯カメラを設置する際の手続きの進め方についてまとめたほか、防犯カメラの設置にあたって個人のプライバシーへの配慮が適切に図られるための必要な措置についても掲載しています。

安全で安心なまちづくりの推進に当たっての個人のプライバシーへの配慮については、条例の基本理念においても規定されていますが、安全で安心なまちづくりにおける取組のうち、特に防犯カメラの設置・管理・運用を行う際には欠かすことのできない留意すべき事項となります。

この補助制度を活用する際には、補助金交付申請などの手続きを円滑に進めていただくとともに、防犯カメラの適正な設置・管理・運用が行われるよう、本手引きを必ずご確認いただきますようお願いいたします。

目 次

I 補助制度の概要	P.1
II 防犯カメラ設置補助制度利用の要件	P.3
III 防犯カメラ設置の流れ	P.4
手順1 事前エントリーに向けた準備	P.6
手順2 事前エントリー申込	P.8
手順3 補助金交付申請に向けた準備	P.9
手順4 補助金交付申請	P.15
手順5 補助金交付決定後に行うこと	P.17
手順6 事業実績報告	P.21
手順7 設置後の維持管理・運用	P.23
IV 防犯カメラの撤去・再取付けについて	P.26
V Q&A	P.27
VI 防犯カメラ設置補助の実績及び町内会の声	P.30
VII 申請書類・添付書類(記載例)	P.32
VIII 問い合わせ先	P.45
IX 参考	P.49

I 補助制度の概要

1 補助対象となる団体

単位町内会、自治会、連合町内会(以下「町内会」といいます。)

2 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、次のとおりです。

- (1) 防犯カメラの機器購入及び設置工事にかかる経費(防犯カメラ本体、録画装置、独立柱(公道上に独立柱は設置できません。)など)
- (2) 防犯カメラの設置を示す表示物にかかる経費

【注】

- 新たに設置する防犯カメラが補助対象です。更新の場合は、補助対象外です。
- レンタル、リースは補助対象外です。
- 各種許可申請手続費用、機器の保守点検、電気料金等の維持管理費用、モニター、電柱等へ共架した際の共架料は補助対象外です。

3 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間を概ね2分の1以上撮影するもので、人等の動きを撮影・記録するために、特定の場所に固定して継続的に設置する防犯カメラが対象となります。

どのような防犯カメラを選んだら良いか分からない時は、別紙「防犯カメラ参考機種一覧」を参考にしてください。

【注】

- 主に日常におけるごみの排出や除排雪等に関するマナー違反を取り締まる目的のカメラや、施設管理用のカメラは補助対象外です。
- 録画機能のないダミーカメラは補助対象外です。

4 補助対象となる防犯カメラの上限台数

- ・ 「単位町内会、自治会」1団体につき、8台※が上限となります。
- ・ 連合町内会の場合は、「所属する単位町内会、自治会の数」×8台が上限となります。
「単位町内会、自治会」と「連合町内会」で重複して申請する場合には、「単位町内会、自治会」1団体につき8台を超える台数を申請することはできません。
- ・ 申請台数は設置後に発生する維持管理費用(P.23 参照)を考慮して検討してください。
※「8台」…本補助金による平成 30 年5月1日以降の累計補助台数

5 設置・管理・運用

防犯カメラは、人通りが少なく地域で不安や危険を感じる場所など、犯罪の発生を抑止するという目的の達成に効果的な場所に設置していただくとともに、防犯カメラが設置されている旨の表示物を見やすい場所に分かりやすく表示してください。

また、個人のプライバシー保護のために、私的な空間が防犯カメラの画像に映り込まないようにするなどの配慮が必要であるほか、管理・運用については、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った管理運用基準を定めて、適切に防犯カメラを運用してください。

6 補助限度額

1台あたりの補助額は 18 万円を限度とし、この範囲内で補助対象となる経費の全額を補助します。それ以上の費用については町内会負担となります。

7 令和7年度(2025 年度)の補助申請期間

- ・ 事前エントリー：令和7年(2025 年)5 月 1 日(木) から 6 月 13 日(金) まで
 - ・ 補助金交付申請：令和7年(2025 年)7 月 16 日(水)から 10 月 31 日(金)まで
- ※申請のためには事前エントリーが必要です。**

8 留意事項

申請年度内に防犯カメラの設置を終え、事業実績報告書等を提出する必要があります。申請年度内に事業実績報告書等を提出できなかった場合、補助金の交付決定が取消しとなりますのでご注意ください。

Ⅱ 防犯カメラ設置補助制度利用の要件

- 公共の場所を利用する不特定多数の者を撮影する防犯カメラであること
地域における犯罪の発生を抑止するために設置されるカメラであることが必要です。公共の場所とは、公設道路や公園などを想定しており、特定の個人や建物などを監視するものであってはいけません。
- 町内会の合意がなされていること
防犯カメラの設置にあたっては、町内会の他の事業と同様に、町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がなされることが必要です。
- 防犯カメラの管理運用基準を定めること
設置される防犯カメラを適正に管理運用するため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った管理運用基準を作成してください。
- 設置場所の所有者から許可を得ていること
カメラを設置する場所の建物や土地の所有者の許可を得て設置してください。
- 防犯カメラが設置され、撮影していることがわかる表示を行うこと
防犯カメラで撮影していることがわかるように、ステッカーや看板などにより「防犯カメラ作動中 ○○町内会」等の表示をしてください。
- プライバシーの保護に十分配慮されていること
撮影する画像の中に住宅の玄関や窓等が含まれ、そこから個人を識別することができたり、生活の様子が映り込んだりする場合には、撮影する角度を変えるか、防犯カメラのマスキング機能(P.13 参照)により私的空間が映らないようにするなど、プライバシーの保護に十分配慮されていることが必要です。
- 申請年度内に事業実績報告を終えること
申請年度内に防犯カメラの設置を終え、事業実績報告書等を提出する必要があります。申請年度内に事業実績報告書等を提出できなかった場合、補助金の交付決定が取消しとなりますのでご注意ください。
- 設置後、5年間は防犯カメラを管理し運用していくこと
補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを無断で移設し、又は撤去することは認められません。原則として、防犯カメラを設置してから5年間は撤去不可としています。
なお、移設等が必要になった場合は変更等承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。

Ⅲ 防犯カメラ設置の流れ

手順1 事前エントリーに向けた準備

- 1 町内会の意思決定のための準備(役員会等での検討) ⇒ P.6
- 2 町内会の意思決定(総会等での議決) ⇒ P.7



手順2 事前エントリー申込

- 1 事前エントリー書類の準備 ⇒ P.8
 - 事前エントリー申込書
 - 議事録等
 - 規約(会則)
- 2 事前エントリー申込書の提出⇒ P.8
- 3 事前エントリー結果通知の受領 ⇒ P.8



手順3 補助交付申請に向けた準備

- 1 防犯カメラの取付け箇所の決定 ⇒ P.9
- 2 設置費用・維持管理費用の計画づくり ⇒ P.12
- 3 防犯カメラにより撮影が予定されている画像の撮影 ⇒ P.13
- 4 管理運用基準の作成 ⇒ P.14



手順4 補助金交付申請

- 1 申請書類の準備 ⇒ P.15
 - 補助金交付申請書
 - 町内会役員名簿
 - 警察との協議書・見取図
 - 土地・建物等使用承諾書
 - 購入・設置費用見積書
 - 防犯カメラの仕様が分かる資料(カタログなど)
 - 事業収支予算書
 - 防犯カメラにより撮影が予定されている画像
 - 管理運用基準
 - 【必要に応じて】道路管理者との協議書、電柱所有者との協議書等
- 2 補助金交付申請書の提出⇒ P.16
- 3 交付決定通知の受領 ⇒ P.16



手順5 補助金交付決定後に行うこと

- 1 防犯カメラを取付ける箇所に関わる手続き ⇒ P.17
- 2 防犯カメラに映り込む住宅の住人などからの同意 ⇒ P.18
- 3 防犯カメラの購入・取付け ⇒ P.19
- 4 防犯カメラ設置後の地域への周知 ⇒ P.20



手順6 事業実績報告

- 1 事業実績報告 ⇒ P.21
 - 2 補助金額確定通知 ⇒ P.22
 - 3 補助金の受領 ⇒ P.22
- ※ 必要に応じて、事業終了前に補助金の概算交付を受けることもできます。



手順7 設置後の維持管理・運用

- 1 防犯カメラの維持管理 ⇒ P.23
- 2 防犯カメラの管理運用基準に基づく運用 ⇒ P.24

手順1 事前エントリーに向けた準備

1 町内会の意思決定のための準備(役員会等での検討)

(1) 防犯カメラは、犯罪の未然防止に効果があると言われる一方で、個人のプライバシーを侵害するおそれもあることから、地域への設置にあたっては町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がなされることが必要です。役員会、防犯部、班長会議等(以下「役員会等」といいます。)でしっかりと検討した上で、町内会としての意思決定に向けたプランを組み立ててください。

(2) 役員会等で検討を要する最低限の事柄は、次の点です。

ア 防犯カメラを「設置すること」(必須)

防犯カメラの設置に関する検討を進めるにあたり、まずは、地域での犯罪の発生状況、防犯パトロールや子どもの見守り活動など既存の取組との関係から防犯カメラの必要性について十分に検討し、地域に防犯カメラが必要であることを確認してください。

イ 防犯カメラの設置台数(必須)

ウ 設置場所

防犯カメラの設置にあたっては、犯罪の発生を抑止するという目的が達成できる場所に設置することが重要です。そのためには、人通りが少ない、見通しが悪いなどの、地域で不安や危険を感じるような場所を候補とするなど、効果的な防犯カメラの設置台数と場所についての検討を進めてください。

なお、所轄の警察署(生活安全課)との協議により設置場所を最終決定することになるため、設置場所については、複数の案を用意するようにしてください。

【本手引き上での用語の意義】

「設置場所」：「〇〇通り沿い」、「〇〇1条1丁目付近」、「〇〇公園付近」など、広狭の差はあれども一定の範囲を指し示す用語として使用しています。

「取付け箇所」：「〇〇会館の北側壁面」、「〇〇幼稚園屋上の手すり」、「〇〇公園トイレ横のポール」など、実際に防犯カメラを取付ける具体的な箇所を指し示す用語として使用しています。

エ 町内会としての意思決定の方法についての確認

防犯カメラの設置にあたっては、町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がなされることが必要です。

防犯カメラの設置という事柄について、町内会としてどのような手続きを経て意思決定を行う必要があるのか、規約等により確認してください。

2 町内会の意思決定(総会等での議決)

- (1) 次に掲げる役員会等で検討した事柄などについて、町内会の規約等に基づく手続き(総会等での議決)によって意思決定を行ってください。

※ ここで作成・入手しなければならないもの

議事録等(任意様式3)

ア 防犯カメラを「設置すること」(必須)

【補足】

防犯カメラを「設置すること」の町内会としての意思決定に参画する人には、意思決定手続きを行う前に、下記のことについて周知・説明を行ってください。

- ・防犯カメラの設置にあたっては、個人のプライバシーに十分配慮すること(後述)。
- ・画像の管理や外部提供などに関する管理運用基準を定め、適正な管理・運用を行うこと。

イ 防犯カメラの設置台数(必須)

ウ 複数案の防犯カメラの設置場所

(どの程度まで詳しい内容とするかは各町内会の実情による)

【補足】

防犯カメラの取付け箇所は、警察や防犯カメラの取付け箇所の所有者との協議をその後に行う中で決定されるものとなっていることから、町内会としての意思決定時点では複数の設置場所を候補に挙げておくことが望ましいです。

また、事前エントリーの申込状況によっては、希望した台数をすべて申請できない場合もありますので、その場合に備えて優先順位も考えておくスムーズです。

エ 防犯カメラの取付け箇所の決定などに関する役員会等への委任

(意思決定を行う事柄とするかは各町内会の実情による)

【補足】

防犯カメラの取付け箇所は、町内会での意思決定後に、警察や取付け予定箇所の所有者との協議を行う中で決定されるものとなっています。特に、町内会としての意思決定の方法が総会での議決である場合に、防犯カメラの取付け箇所の決定を役員会等に委任することについて町内会としての意思決定が行われていれば、その後の防犯カメラの設置完了までの手続きが円滑に進むと考えられます。

- (2) 防犯カメラを「設置すること」など、町内会として意思決定が行われた事項については、回覧、掲示などの方法で町内にもれなく周知してください。

手順2 事前エントリー申込

1 事前エントリー書類の準備

事前エントリーを申し込むには、所定の申込書に次の書類を添えて提出していただきます。申込書を作成する際は、P.32 の記載例を参考にしてください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

〇〇年度札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金事前エントリー申込書(第1号様式)

(1) 議事録等

防犯カメラを「設置すること」及び設置台数について、町内会の規約等に基づく手続きにより意思決定したことを証する書類です。なお、連合町内会が補助金交付申請をする場合には、設置場所となる単位町内会と協議したことの証明も必要です(P.38 任意様式3 参照)。

(2) 規約(会則)

町内会の規約(会則)です(様式は問いません)。意思決定が町内会の規約等に則ってなされたものであることを確認します。

2 事前エントリー申込書の提出

各区総務企画課(P.46 参照)又は市民文化局地域振興部区政課(本庁舎 13 階)まで、上記の書類一式をお持ちください。

なお、連合町内会が事前エントリーを申し込む場合は、単位町内会ごとの設置希望台数の内訳をお知らせください。

3 事前エントリー結果通知の受領

事前エントリー期間終了後、申請の可否や申請可能台数を通知します。通知の時期は7月上旬ごろを予定しています。

また、予算の上限を超える台数の申請があった場合には、申請可能台数が希望よりも少なくなる場合があります。

手順3 補助金交付申請に向けた準備

1 防犯カメラの取付け箇所の決定

事前エントリー結果通知により申請が認められた場合は、申請可能台数に基づき、補助金交付申請に向けた準備を進めてください。

(1) 所轄警察署との協議

防犯カメラを実際にどこに取付けるか具体化する前に、防犯カメラの設置予定場所を明記した図面(見取図)(P.36 任意様式1参照)を作成して、所轄の警察署(生活安全課)(P.45 の一覧参照)と撮影範囲や撮影方向について協議していることが必要となります。

この協議の際には、町内会としての意思決定を受けた複数の案について協議を行い、その後、所定の様式(P.35 第4号様式参照)により警察署の確認印をもらってください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

警察との協議書「防犯カメラ設置場所に関する協議結果について(第4号様式)」

見取図(防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面)(任意様式1)

(2) 防犯カメラの取付け箇所の選定・協議等

所轄の警察署(生活安全課)との協議を終え、防犯カメラの設置場所が決まったら、下記のとおり具体的な取付け箇所を決定する必要があります。

ア 道路を撮影する場合

(ア) 原則は民有地内

まずは、民有地に防犯カメラを取付けることができないか検討してください。防犯カメラを取付けようとする民有地の所有者から内諾を得られれば、その所有者に承諾書(P.39 任意様式4参照)を作成してもらってください。

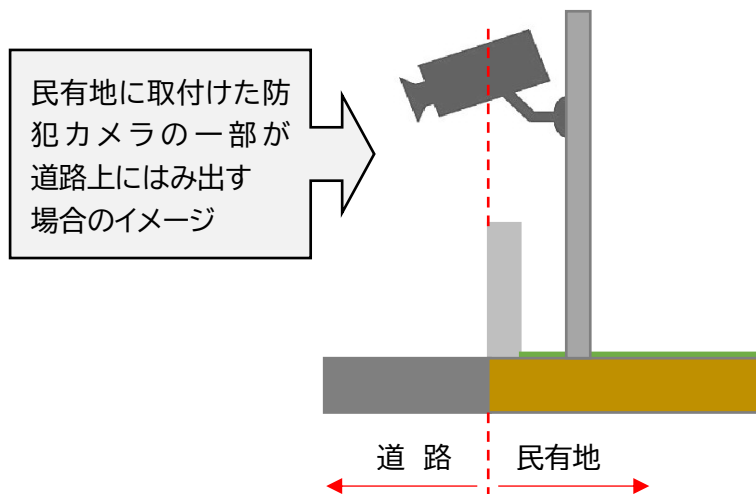
※ ここで作成・入手しなければならない書類等

土地・建物等使用承諾書(任意様式4)

なお、防犯カメラの取付け箇所が民有地であっても、防犯カメラが道路上に一部でもはみ出す場合は、道路占用許可が必要となるので道路管理者(各区土木センター)に相談し取付けの可否を確認してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

道路管理者との協議書「防犯カメラの設置場所に関する協議結果について」



(イ) 道路上に取付ける場合(民有地に取付ける場所がない場合)

民有地の土地所有者から許可を得られない、又は民有地では効果的な箇所に取り付けることができない等の事情があるときは、下記のとおり道路上に取り付けることができる場合があります。道路管理者(各区土木センター)に相談し、取付けの可否を確認してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

道路管理者との協議書「防犯カメラの設置場所に関する協議結果について」

また、道路占用許可に向けての道路管理者(各区土木センター)との事前協議のほか、防犯カメラの取付け箇所によって下記の手続きが必要となります。

① 電柱へ添架する場合

電柱への共架許可が必要となるため、電柱所有者(北海道電力株式会社(以下「ほくでん」といいます。))又は東日本電信電話株式会社(以下「NTT」といいます。))と事前に協議してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

ほくでんとの協議書「防犯カメラ設置場所に関する事前協議結果について」

NTTとの協議書「防犯カメラの添架調査実施結果について(回答)」

② 私設街路灯へ添架する場合

防犯カメラを取付けようとする私設街路灯の所有者から内諾を得た上で、承諾書(P.39 任意様式4参照)を作成してもらってください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

土地・建物等使用承諾書(任意様式4)

③ 市の街路灯へ添架する場合(上記①、②による設置が難しい場合に限る。)

民有地や道路上の電柱等では効果的な箇所に取り付けることができないなどの事情があるときは、市の街路灯に添架できる場合があります。道路占用許可の事前協

議と併せて道路管理者(各区土木センター)にご相談ください。

なお、取付け対象となる市の街路灯は、単独柱式(電柱等に共架されたものでないもの)となります。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

道路管理者との協議書「防犯カメラの設置場所に関する協議結果について」

【注】

- 補助金交付申請時に、道路管理者(各区土木センター)や電柱等の所有者と事前協議を行った結果が分かる協議書が必要となります。
- 補助金交付決定後に、道路占用、電柱等への添架に関する許可申請を行ってください。
- 道路上に、防犯カメラの設置を目的とした独立柱を設置することは認められません。
- 道路管理者(各区土木センター)の承認を得て工事を行う者が、カメラを取付けた街路灯の工事等を行う場合、道路管理者(各区土木センター)は工事を行う者に対し町内会の連絡先を提供します。
- 交通事故や災害等により道路上に設置した防犯カメラが破損した場合、道路管理者(各区土木センター)による弁償等はいりません。交通事故等を起こした相手方への求償等は町内会側で行っていただく必要があります。なお、相手方の同意が得られない限り道路管理者(各区土木センター)から町内会に個人情報の提供は行えません。

(ウ) 市営住宅の敷地内に取付ける場合

市営住宅の自治会に限り、取付けができる場合があります。

また、防犯カメラの位置や取付け方法等によっては、取付けが認められない場合がありますので、事前に都市局市街地整備部住宅課(電話:011-211-2806)にご相談ください。

【注】

市営住宅敷地内の電柱その他の設備への添架を希望する場合は、別途、各所有者への協議等が必要となります。

イ 公園を撮影する場合

公園を撮影するために公園内に防犯カメラの取付けを希望する場合は、公園管理者(各区土木センター)の許可が必要となりますので、公園管理者(各区土木センター)に事前に協議してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

公園管理者との協議書「防犯カメラの設置場所に関する協議結果について」

【注】

公園内への取付けが許可されるのは、公園内部を撮影する場合に限られます。また、公園内の既存施設(トイレ、街灯等)から電気を取ることはできません。

【すべての取付け箇所に共通する注意点】

- 街路灯や公園、電柱等の管理者から防犯カメラの撤去・移設を求められた場合はP.26をご覧ください。
- 落下等により事故等が発生した場合は、町内会の責任となります。

2 設置費用・維持管理費用の計画づくり

取付け箇所が決まったら、防犯カメラの販売・設置事業者にご相談し、必要に応じて別紙「防犯カメラ参考機種一覧」も参考にしながら防犯カメラの機種を選定し、見積書を作成してもらってください。

見積書を参考に、防犯カメラ設置に係る事業の収支予算書(P.37 任意様式 2 参照)を作成してください。

なお、購入・設置される防犯カメラについて、レコーダーを別途用意するネットワーク型カメラではなく、SDカード内蔵型のカメラを推奨しています。また、機種を選定する際は、プライバシー保護用のマスキング機能が備わっているかどうかも確認してください。

また、防犯カメラが設置されていることを広く周知するため、「防犯カメラ設置中」などの表示を行う必要があります。そのため、防犯カメラの機器を選定して見積書を作成してもらう際には、この表示物の作成費も含めるよう依頼してください。

なお、道路上に表示物を設置する場合、表示物に対する道路占用許可が必要になります。

【表示の例】

防犯カメラ設置中
〇〇町内会

防犯カメラ作動中
〇〇町内会

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

購入・設置費用見積書

防犯カメラの仕様が分かる資料(カタログなど)

事業収支予算書(任意様式2)

さらに、維持管理費用についてもあらかじめ考えておくことが重要です。

防犯カメラの選定・設置などの相談先は別紙「防犯カメラ参考機種一覧」を、維持管理費用についてはP.23を参照してください。

3 防犯カメラにより撮影が予定されている画像の撮影

市で補助金交付の要件に該当するか審査する際に、防犯カメラで撮影される画像を確認します。この段階ではまだ実際の防犯カメラで撮影することができませんので、設置を依頼する事業者依頼するか、設置予定箇所に近い位置から手持ちのカメラで写真を撮るなどして、防犯カメラにより撮影が予定されている画像を用意してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

防犯カメラにより撮影が予定されている画像

【プライバシー保護用のマスキング機能】

防犯カメラで撮影・記録する画像のうち、特定の部分を黒塗りにして撮影・録画しないようにする機能です。黒塗りにすることができる箇所数は、防犯カメラの機種により異なります。

《 マスキング 前 》



《 マスキング 後 (例) 》



4 管理運用基準の作成

「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理運用基準を作成してください。この管理運用基準では、画像の適切な管理、プライバシーの保護、画像の提供などについてのルールを定めます。

管理運用基準のひな型はP.42 を参照してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

管理運用基準

～防犯カメラを設置する際は個人のプライバシーに配慮することが必要です～

防犯カメラの設置に当たっては、犯罪の発生が抑止されさえすればいいというものではなく、個人のプライバシーに十分な配慮が必要となります。

そのため、防犯カメラを取付ける箇所によっては、住宅の玄関や窓などの私的な空間が映り込む場合がありますが、このような場合には、撮影する角度を変えるか、防犯カメラのマスキング機能により私的空間が映らないようにしなければなりません。

【マスキング等により個人のプライバシーの保護をしなければいけない私的空間】

次のような私的空間は、撮影する角度を変えるか、防犯カメラのマスキング機能により撮影する画像に映らないようにしなければなりません。

- ・ 住宅の玄関、窓その他の日常生活の様子が見える私的空間
- ・ 個人を認識することができる距離（顔が認識できなくても、人物が鮮明に映ることで個人が特定されうる場合も含みます。）の範囲内にある私的空間

ただし、防犯カメラに映り込む住宅の住人などからそのことについて書面による同意が得られた場合は、マスキング機能による画像の黒塗りを外すことができます。

【同意を得る方法】

防犯カメラで撮影が予定されている画像と管理運用基準を用意し、どういった画像を撮影する予定か、また、撮影した画像をどのように管理していくのかを説明するようにしてください。そこで了承が得られれば次の同意書を提出してもらうとともに、いつでもこの同意の撤回ができる旨を伝えてください。

- ・任意様式5-1(P.40)：個人宅等が防犯カメラの画像に映り込んでいる場合に、
個別に説明し同意を得るときにお使いください。
- ・任意様式5-2(P.41)：集合住宅等が防犯カメラの画像に映り込んでいる場合に、
一括で説明し同意を得るときにお使いください。

※ ただし、集合住宅の場合には、お住まいの方同士が互いに面識がないこともあり、その際は個人情報
が他の方に知られることを嫌がる住人の方もいらっしゃる考えられますので、任意様式を使い分
け個人情報に配慮するようにしてください。

手順4 補助金交付申請

1 申請書類の準備

補助金交付の申請には、所定の申請書に次の書類を添えて提出していただきます。申請書を作成する際は、P.33 の記載例を参考にしてください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

〇〇年度札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金交付申請書(第3号様式)

(1) 町内会役員名簿

町内会の役員名簿です(様式は問いません。)

(2) 警察との協議書・見取図

P.9 の所轄警察署との協議により作成した所定の様式「防犯カメラ設置場所に関する協議結果について(第4号様式)」(警察署の確認印が押印されたもの)及び見取図(防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面)です。

(3) 土地・建物等使用承諾書

P.9 の防犯カメラを取付けようとする民有地の所有者から提出してもらう承諾書です。

(4) 購入・設置費用見積書、防犯カメラの仕様が分かる資料(カタログなど)

P.12 の防犯カメラの販売・設置事業者に作成してもらった見積書及びその見積書に記載されている防犯カメラの仕様が分かる資料(カタログなど)です。

(5) 事業収支予算書

P.12 で作成した、町内会における防犯カメラ設置に係る事業の収支予算書です。

(6) 防犯カメラにより撮影が予定されている画像

P.13 で撮影した防犯カメラにより撮影が予定されている画像です。

(7) 管理運用基準

P.14 で作成した管理運用基準です。

(8) その他市長が必要とする書類

道路上に取付けることを検討している場合には、道路管理者(各区土木センター)、公園に取付けることを検討している場合には、公園管理者(各区土木センター)と事前に協議を行ったことを証する書類が必要です。また、電柱へ取付けることを検討している場合は、電柱所有者と事前に協議を行い、共架の内諾を得ていることを証する書類が必要となります。

【補足】

上記の申請書類のうち、

(1) 町内会役員名簿

については、事前エントリー申込時(P.8 参照)に揃っていれば先に提出してもかまいません。

(事前エントリー申込時に提出した場合は、補助金交付申請時の提出不要です。)

なお、提出時期は、審査結果に影響ありません。

2 補助金交付申請書の提出

各区総務企画課(P.46 参照)又は市民文化局地域振興部区政課(本庁舎 13 階)まで、申請書類一式をお持ちください。

3 交付決定通知の受領

市で補助金交付申請の内容の審査を行います。審査終了後(補助金の交付を決定したとき)、補助金交付決定通知書を申請者へ送付します。

また、補助金交付申請時に提出された「防犯カメラにより撮影が予定されている画像」にマスキング処理が必要な箇所を示したものを、補助金交付決定通知書に添付します。防犯カメラの設置時には、これに基づきマスキング設定を行っていただくことを補助金交付決定の条件とします。

手順5 補助金交付決定後に行うこと

1 防犯カメラを取付ける箇所に關わる手続き

補助金交付決定後、防犯カメラを取付ける場所に応じて、次のうち必要な手続きを行ってください。

(1) 民有地内

設置工事の日程などについて、設置する土地・建物の所有者と調整を行ってください。

(2) 道路上(民有地に取付ける場所がない場合)

道路管理者(各区土木センター)へ「補助金交付決定通知書」を添えて、道路占用許可申請を行ってください(この申請を行う前に、P.10にある事前協議が必要です。)

この申請に対する許可が下りましたら、「道路占用許可書」の写しを市民文化局地域振興部区政課に提出してください。

※ ここで入手しなければならない書類等

道路占用許可書

また、道路上で防犯カメラを取付ける場所に応じて、次のうち必要な手続きを行ってください。

ア 電柱へ添架する場合

電柱所有者(ほくでん又はNTT)に共架許可申請・契約手続きを行ってください(これらの申請・手続きを行う前に、P.10にある事前協議が必要です。)

契約手続きが終わりましたら、契約書の写しを市民文化局地域振興部区政課に提出してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

ほくでんとの契約書「電柱共架契約書」

NTTとの契約書「電柱添架に関する基本契約書」

イ 私設街路灯へ添架する場合

街路灯の所有者と、設置工事の日程などについて調整を行ってください。

(3) 公園

公園管理者(各区土木センター)へ「補助金交付決定通知書」を添えて、公園使用許可申請を行ってください(この申請を行う前に、P.11にある事前協議が必要です。)

この申請に対する許可が下りましたら、「公園使用許可書」の写しを市民文化局地域振興部区政課に提出してください。

※ ここで入手しなければならない書類等

公園使用許可書

2 防犯カメラに映り込む住宅の住人などからの同意

補助金交付決定通知書に添付された画像に基づき、住宅の玄関や窓といった私的な空間についてはマスキング処理を行わなければなりません。ただし、カメラに映り込む住宅の住人などから同意が得られた場合は、マスキングを外すことができます。

同意を得るためには、防犯カメラでの撮影が予定されている画像と管理運用基準を用意し、撮影する画像のイメージ及び撮影した画像の管理方法について説明してください。住人の了承が得られた場合、下記の同意書を提出してもらうとともに、いつでもこの同意の撤回ができる旨を伝えてください。

(1) 任意様式5-1(P.40)

個人宅等が防犯カメラの画像に映り込んでいる場合に、個別に説明し同意を得るときにお使いください。

(2) 任意様式5-2(P.41)

集合住宅等が防犯カメラの画像に映り込んでいる場合に、一括で説明し同意を得るときにお使いください。

※ただし、集合住宅の場合、住人同士の面識がないことも多くあります。状況に応じて任意様式を使い分け、個人情報に配慮してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

同意書

【補足】

防犯カメラに玄関や窓などの私的な空間が映り込む住宅の住人などからの同意について、本手引きでは補助金交付決定後の段階での説明としておりますが、補助金交付申請時に提出する「防犯カメラにより撮影が予定される画像」が用意できた時点で、該当する範囲がある程度特定されますので、その時点から当該住宅の住人などに説明し始めることができます。

また、防犯カメラの取付け後であっても当該住宅の住人などに説明し同意を得た上で、マスキングを外すことも可能です。

そのため、当該住宅の住人などから同意を得るための説明については、各町内会の実情に応じて、行いやすいタイミングで行っていただいて構いません。

3 防犯カメラの購入・取付け

上記1(P.17)の手続きが済んだら防犯カメラを購入し、設置工事を行うことができます。

補助金交付決定通知書に添付された「マスキングが必要な箇所を示した図面」に基づいてマスキング処理等の設定を行うよう、防犯カメラの販売・設置事業者に依頼してください。ただし、防犯カメラの画像に映り込むことの同意を得ている箇所については、マスキングを外すことができます。

また、この際に、補助金交付申請時に想定していなかった住宅の玄関や窓などの私的な空間が映り込んでいないか確認のうえ、映り込んでいる場合は撮影する角度を変えるか、当該箇所にマスキング処理を追加するよう依頼してください。

防犯カメラを設置した様子が分かる写真(現況写真)を撮影するとともに、防犯カメラの販売・設置事業者へ、防犯カメラの取付け完了後、実際に防犯カメラで撮影した画像の提出を依頼してください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

現況写真(防犯カメラの設置が分かる写真)

防犯カメラによる撮影画像

また、実際の工事費用が補助金交付申請時に提出した見積書の金額と異なる場合は、変更等承認申請書の提出が必要となる場合があります。金額に変更が生じた場合は、市民文化局地域振興部区政課までご連絡ください。

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

防犯カメラの設置に係る領収書

事業決算書

～防犯カメラ設置に当たってのプライバシー保護措置～

防犯カメラを取付けた後に防犯カメラの販売・設置事業者から画像の提出があったら、補助金交付決定通知書に添付された図面に基づきマスキング等の設定がされているか、補助金交付申請時に想定していなかった住宅の玄関や窓などの私的な空間が映り込んでいないかを確認してください。

事業実績報告(後述)の際にこの画像を提出していただき、マスキング処理が適切に行われているか確認します。確認の結果、個人のプライバシーへの配慮が不十分と認められれば、その状態が是正されるまで補助金の請求はできません(概算払を行った場合には、すでに交付した補助金の返還を求める場合があります。)。是正するためには防犯カメラの設置・販売事業者に再度設定を依頼しなければならない場合も考えられますので、ご注意ください。

4 防犯カメラ設置後の地域への周知

防犯カメラが設置されたことを地域に周知します。

町内会に加入しているか否かを問わず、地域の皆さんが防犯カメラの設置について認識できるようにすることが大切です。回覧、掲示などの方法により、広く周知してください。

【補足】

町内会で防犯カメラが設置されたことを周知するほか、市でもこの補助制度を活用して設置された防犯カメラの設置場所をホームページで周知します。

ホームページの問い合わせ先は、市民文化局地域振興部区政課としますが、問い合わせ内容によっては、町内会にご対応をお願いする場合があります。

手順6 事業実績報告

1 事業実績報告

防犯カメラの設置完了後、速やかに事業実績報告書に下記(1)～(4)の書類を添えて提出してください(事業実績報告書及び事業決算書の様式については、補助金交付決定時に送付します。)

※ ここで作成・入手しなければならない書類等

札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業実績報告書

(1) カメラの設置に係る領収書、事業決算書等

領収書の原本と写しを1部ずつ提出してください。原本は確認後にお返しします。また、事業決算書が申請時の事業予算書と異なるときは、その理由を記載してください。

(2) 現況写真(防犯カメラを設置したことが分かる写真)と防犯カメラによる撮影画像

防犯カメラが設置されている様子が分かるよう、周囲の風景も含めて写真を撮影してください。同様に、防犯カメラを設置している旨の表示を撮影した写真も提出してください。それぞれ視認できれば、1枚の写真に収めてもかまいません。

また、設置した防犯カメラで実際に撮影した画像を提出してください。補助金交付決定通知書に添付された画像に基づくマスキングの設定がされていないなど、個人のプライバシーへの配慮が不十分と判断される場合は、それが是正されるまで補助金の交付はできません(概算払の場合には返還を求める場合があります)。

(3) 防犯カメラの撮影範囲に含まれることの同意書の写し

P.18の防犯カメラの画像に住宅の玄関や窓などの私的な空間が映り込んでいる場合、当該住宅の住人などから提出を受けた同意書の写しを提出してください。

(4) 振込先口座にかかる通帳の写し

補助金は、口座振込により交付します。

振込先口座の通帳の写し(表紙を開いたところの、口座番号と名義が記載されているページ)を提出してください。

【注】

申請年度内に防犯カメラの設置を終え、事業実績報告書等を提出する必要があります。申請年度内に事業実績報告書等を提出できなかった場合、補助金の交付決定が取消しとなりますのでご注意ください。

2 補助金額確定通知の受領

市で報告内容の審査を行います。審査終了後、補助金額確定通知書を補助金交付申請者へ送付します。

※ ここで入手しなければならない書類等

札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金額確定通知書

3 補助金の受領

補助金額確定通知書の発送後、補助金交付申請書に記載された口座に補助金を振り込みます。支払い時期は、補助金額確定通知書に記載された日付から約1カ月以内です。

なお、補助金交付決定の時点で補助金を交付(概算払い)することもできます。町内会費で予算化していないなどの理由により概算払いを希望される場合は、補助金交付申請の際、必要事項を記入してください。概算払いにより補助金を交付した場合、防犯カメラ設置後に精算を行う必要があります。

手順7 設置後の維持管理・運用

1 防犯カメラの維持管理

(1) 保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用により部品等が劣化することで、運用に支障をきたす場合があります。

機種を選定を行う際は、機器の耐用年数や部品交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の際の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をして、年間の維持管理費用としてSDカード等の消耗品の交換経費もあらかじめ見込んでおく必要があります。

また、防犯カメラの取付け後、定期的に「作動しているか」、「破損はないか」などの点検を行ってください。特に、防犯カメラの留め具などは、経年劣化により破損し、落下するおそれがあるため注意が必要です。

【注】

保守点検や電気料金等の維持管理費用は町内会負担となります。

【参考】防犯カメラ維持管理にかかる費用(年間)

- 電気料 ……5,000 円程度／台
- ほくでんの電柱へ共架する場合の電柱共架料 ……1,700 円／台
- NTTの電柱へ共架する場合の電柱共架料 ……1,200 円／台
- 保守点検費用(任意) ……5,000～15,000 円／台

※保守点検費用は、防犯カメラの機種や設置場所によって異なります。

例)電柱など高所に設置した場合、高所作業車を使用するための費用が別途必要となります。

- 賠償保険料(任意) ……5,000 円程度／台

【注】

防犯カメラの落下などで事故等が発生した場合は、町内会の責任となります。損害保険会社で取り扱う「施設所有(管理)者賠償責任保険」等の加入も検討してください。

(2) 継続使用

設置後、5年間は継続して運用してください。

また、道路上に防犯カメラを取付けた場合は、道路占用許可の占用期間が許可日から2年が経過した後に初めて迎える3月末日まで、公園に取付けた場合は、公園使用許可の使用期間が原則として許可日から4年が経過した後に初めて迎える3月末日までとなるため、それぞれ当該期間が満了する前に更新手続きが必要となります。

2 防犯カメラの管理運用基準に基づく運用

プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、管理運用基準に基づき適切な運用をお願いします。

管理運用規準中、画像を外部に提供することができるのは、以下の5つに該当する場合に限定してください。なお、基準に該当した場合でも、画像の提供を行うか否かは管理責任者が判断します。

(1) 捜査機関から犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

防犯カメラの画像を外部提供することができるケースとして、防犯カメラを設置している意義からも欠くことができず、また、最も多い事例と考えられます。

たとえ、犯罪捜査という公共の福祉に資する目的であっても、プライバシーへの配慮はしっかりと図られる必要があります。また、最も多い事例になるであろうことに鑑みると、提供先の記録等を明確に残しておけるようにするため、文書による照会を求めることとしています。そこで、管理運用基準のひな型第9条第2項の規定において、「捜査関係事項照会書」等に基づいて求められた場合に限定しているところです。なお、この照会の根拠となる刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく報告の求めは、強制力を伴うものではありません。

【参考】

○刑事訴訟法(抜粋)

第197条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3～5 (略)

(2) 個人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、それらの安全を守るため、緊急の必要がある場合

例えば、認知症の高齢者や年少者が行方不明になり、家族から申し出があった場合や捜索願が出された場合などが考えられます。

(3) 本人の同意がある場合

基本的にプライバシー侵害の問題は生じないと考えられますので、外部提供することができます。

(4) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

例えば、犯罪発生時などにおいて自身の無罪(アリバイ)を証明する目的で映像の提供を求められた場合などが考えられます。この場合には、請求した本人以外のプライバシーを侵害しないよう留意しなければなりません。

(5) その他、法令に基づく手続により照会などを受けた場合

弁護士会からの照会(弁護士法第 23 条の2)、裁判所からの文書提出命令(民事訴訟法第 223 条)、裁判官が発行する令状(刑事訴訟法第 218 条)に基づく場合などが考えられます。

【参考】

○弁護士法(抜粋)

第 23 条の2 (略)

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○民事訴訟法(抜粋)

第 223 条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

2～7 (略)

○刑事訴訟法(抜粋)

第 218 条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

2～6 (略)

IV 防犯カメラの撤去・再取付けについて

1 補助金の対象となる要件等

平成 30 年度以降に本制度を活用して設置した防犯カメラのうち、設置場所の管理者等から防犯カメラの撤去・移設の要請等がある場合には、本制度(1台あたり上限 10 万円、8 台まで)を活用して撤去・再取付けを行うことができます。

補助金の申請を希望される場合は、市民文化局地域振興部区政課(P.48)までご相談ください。撤去・再取付については、4月～10 月の間随時受け付けます。

【補足】

- 「設置場所の管理者等」とは、街路灯や公園、電柱の管理者等のことをいいます。

【注】

- 事業の廃止に伴う撤去は、補助金の対象外です。
- 町内会の事情による撤去・移設は、補助金の対象外です。

2 防犯カメラの撤去・再取付けの流れ

再取付けまでの流れは、原則として新たに防犯カメラを設置する場合と同様です。「町内会の合意形成」や「設置場所の所有者から許可を得ていること」などの要件を満たしている必要がありますので、ご注意ください。詳細については、P.9～P.22 をご覧ください。

V Q&A

① 防犯カメラとはどのようなものか？

本事業での防犯カメラとは、公共空間を撮影対象とし、地域における犯罪の抑止などを目的として特定の場所に設置して継続的に撮影、録画する機器等をいいます。

防犯カメラのタイプは大きく分けて2通りあり、録画一体型カメラ(通称「スタンドアローン型」)と集中管理型カメラ(通称「ネットワーク型」)に分かれますが、本事業では、設置工事が比較的簡単で、経費が安価なスタンドアローン型を推奨しています。

② なぜ令和6年度から申請方法が変わったのか？

これまでの申請方法(申請順に受け付ける方式)の場合、予算の上限に達した時点で受付は終了となるため、申請期間中にもかかわらず補助が受けられない団体が出てくる可能性があります。

事前エントリーの導入により、各団体の申請台数の調整が可能となるので、申請時期に左右されない補助制度の活用が期待できます。

③ エントリーすれば補助金の交付が確約されるのか？

エントリー期間終了後、申請の可否と申請可能台数をお知らせしますが、この時点ではまだ補助が決定したわけではありません。その後補助申請を行い、警察署との協議や設置場所の所有者の許可が得られていることを確認できれば補助決定となります。

また、予算の上限を超えてエントリーがあった際には、より多くの団体に申請いただけるよう、各団体の申請台数を調整させていただくことがあります。

④ モニターは補助対象とならないのか？

本事業が想定する防犯カメラは、主に地域における犯罪の抑止などを目的として設置されるものであり、記録される画像を閲覧するのは、プライバシーへの配慮などから、犯罪捜査のための情報提供を行う場合や個人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、それらの安全を守るため、緊急の必要がある場合などに限るとしており、常時閲覧を行う体制とすることを想定しているものではないことから、モニターによる運用は対象としておらず、補助対象としておりません。

⑤ 防犯カメラの機種や設置方法についてどこに相談したらいいか？

防犯カメラの機種や設置方法については、別紙「防犯カメラ参考機種一覧」に掲載している機種や問い合わせ先を参考にしてください。

なお、あくまでも参考に例示しているものであり、提示した以外の機種・事業者であっても補助の対象となります。

⑥ 市が所有する土地や建物へ防犯カメラを設置することは可能か？

本事業では現在、やむを得ない事情があると認めたときに道路や公園の使用を許可する場合を除き、市が所有する土地や建物を防犯カメラの設置場所として提供することは想定しておりません。まずは、個人が所有する敷地内の建物壁面や既存柱等を利用していただくなど、民有地に設置するよう検討してください。

⑦ 防犯カメラと録画装置の設置台数が異なる場合、補助金の上限はどうなるのか？

防犯カメラの設置台数により補助金の上限額を計算します。(例 防犯カメラ2台と録画装置1台の場合は、18 万円×2台分で 36 万円までが上限となります。)

⑧ 撮影する範囲などに決まりはあるか？

防犯カメラの設置に当たっては、住宅など私的な空間(住宅の玄関前など)や不必要な個人の画像が撮影されないよう、カメラの角度調節やマスキングの設定などを行い、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

ただし、撮影範囲に映り込む住宅、店舗などから書面による同意を得られれば、マスキング処理をせず撮影範囲に含むことができます。

⑨ 提出書類の「設置場所を明記した図面(地図等)」はどのようなものか？

防犯カメラを設置したい場所や向きが判断できれば様式は問いません。P.36 を参照してください。

⑩ 提出書類に「議事録等」とあるが、どんなものが必要なのか？

「議事録等」は、出席者の発言を記録するものの他に、会議内容の趣旨をまとめたものによる方法でも構いません。P.38 を参照してください。

⑪「防犯カメラの管理及び運用に関する基準」はなぜ必要なのか？

撮影された画像を誰もが自由に取り出して見ることができる体制では、他者のプライバシーを侵害する恐れがあります。

このため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、管理責任者、操作担当者を指定して、目的、必要性などを踏まえたうえで適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

⑫ 防犯カメラを撤去したいときは？

設置した町内会で負担していただくことになります。なお、防犯カメラを設置後、5年間は継続して運用してください。5年以内に撤去をした場合は、交付した補助金を返還していただく場合があります。

⑬ 防犯カメラに映り込むことへの同意書は、どこまでの人からもらう必要があるのか？

次のような私的空間は、撮影する角度を変えるか、防犯カメラのマスキング機能を使用することにより撮影する画像に映らないようにしなければなりません。補助金交付決定時に、「防犯カメラにより撮影が予定されている画像」にマスキングが必要な箇所を示しますので、同意を得る必要がある範囲は、基本的には当該箇所の住人等となります。

- ・住宅の玄関、窓その他の日常生活の様子が見える私的空間
- ・個人を認識することができる距離（顔が認識できなくても、人物が鮮明に映ることによって個人が特定される場合も含みます。）の範囲内にある私的空間

⑭ 外部から画像提供依頼があった場合は必ず提供しないといけないのか？

P.43 の管理運用基準のひな型の第9条第1項では、原則として画像の外部提供を禁止し、その例外として捜査機関から犯罪捜査のために情報提供を求められた場合などを規定しています。

これらは、あくまでも提供することが「できる」旨を定めるものであり、これらに該当する場合であっても、法令に基づき提供することに強制力が伴うもの以外は管理責任者が画像を提供することが適当かどうかを判断することになります。

なお、外部からの画像提供依頼について判断が困難な場合は、市民文化局地域振興部区政課にお問い合わせください。

VI 防犯カメラ設置補助の実績及び町内会の声

平成30年度から始まった本事業を利用して、令和6年度までに486台の防犯カメラが設置されました。

(平成30年度～令和6年度)

	計	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
町内会	150	27	16	10	22	10	10	10	18	11	16
設置台数	486	71	42	31	90	37	40	36	39	29	71

※町内会数は延べ

設置後から現在までの運用の状況について、町内会の皆さんの声を紹介します。

《設置についての声》

防犯カメラを公園に設置して、子どもたちを常に見守ることができるようになり、安心感が高まった！犯罪が少なくなったような気がします。

夜には照明がほとんどない道だったので、防犯カメラが設置されて安心して通れるようになりました

道路に防犯カメラがあるだけで、犯罪の抑止効果もあるし、実際に何か犯罪があったら、捕まる端緒にもなるからありがたい

設置後、行方不明者の搜索のため、警察から画像提供依頼がありました。搜索に役立って良かったです

《地域での合意形成の方法について》

防犯カメラの設置については、役員会で決めた後、最終的に総会で決めました。その後は、申請から設置までを町内会報でお知らせしました。設置後は、町内会員以外の方にもポスティングでお知らせして設置を周知しました。

設置を役員会で決めた後、町内会報で周知し、反対など意見がある方は会長・役員宛に連絡をもらえるようにして、広く意見いただき、理解を求めました。

犯罪のない安全で安心なまちを目指していくため、引き続き、町内会の皆様による防犯カメラ設置に対する補助金を交付し、地域の防犯活動を支援してまいります。

町内会の皆様から様々な声をいただいております、これらの声を踏まえ、令和3年度からは、補助限度額及び補助上限台数を増やすなど、制度の変更を行っています。

【参考】令和3年度(2021年度)より補助制度を一部変更

変更項目	令和2年度まで	令和3年度から
補助対象となる防犯カメラの 上限台数の変更(P.1)	4台が上限	→ 8台が上限
補助限度額の変更(P.2)	1台16万円 を限度	→ 1台18万円 を限度
撤去・再取付け費用の新設(P.26) (ただし、設置場所の管理者等から の撤去の要請等がある場合に限る)	—	本補助制度により設置した防犯カメラについて、令和3年度以降の撤去又は再取付け費用を補助 1台10万円を限度 8台が上限

Ⅶ 申請書類・添付書類(記載例)

記載例

第1号様式(第6条関係)

令和7年度札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業事前エントリー申込書

令和7年 ○月 ○△日

(あて先) 札幌市長

申込者 団体名 **札幌市町内会**

代表者氏名 **会長 札幌 太郎** ※令和4年度から押印廃止

住 所 **札幌市中央区市役所1—1**

電話番号 **011-211-○○△□**

札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えてエントリーします。

記

1 設置希望台数 4 台

2 連絡先担当者

☐ 代表者

☒ その他

氏 名: **札幌 次郎**

電話番号: **011-211-××□□**

3 添付書類 ※□にレ印を記入してください

議事録の写しなど、防犯カメラを設置することを団体として決定したことを証する書類	☒
規約(会則)	☒

令和7年度札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金交付申請書

令和7年 ○月 ○△日

(あて先) 札幌市長

申請者 団体名 札幌市町内会

代表者氏名 会長 札幌 太郎 ※令和4年度から押印廃止

住 所 札幌市中央区市役所1—1

電話番号 011-211-○○△□

札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の種類	☒ 防犯カメラの設置・取付 ☐ 防犯カメラの撤去・再取付
2 補助金交付申請額	720,000 円
3 補助申請台数	4 台
4 事業実施予定期間	令和7年8月1日 ～ 令和12年7月30日
5 連絡先担当者	☐ 代表者 ☒ その他 氏 名： 札幌 次郎 電話番号： 011-211-××□□
6 情報提供に係る同意	補助金の交付が決定したとき、上記連絡担当者の連絡先等について、札幌市から北海道警察に情報提供することに ☒ 同意する ※ 捜査時などにおける連絡のため提供します。ご協力をお願いいたします。

7 概算額交付の申出

(1) 概算払の希望の有無（いずれかの□にレ印を記入してください）

☐ 希望する ☒ 希望しない

(2) 概算払が必要な理由（上記（1）で「希望する」を選択した場合、記載必須）

【「希望する」を選択した場合】 町内会の年度当初の予算で見込んでおらず、町内会で立て替えることが困難なため

8 振込先口座等

口座名義（漢 字） **札幌市町内会 会長 札幌 太郎**

口座名義（フリガナ） **サッポロ ショウカイ カイ カイョウ サッポロ タロウ**

振 込 先 金 融 機 関 (金融機関名称)	(本・支店名)
市役所銀行	時計台支店

預金種目
☒ 1 普通
☐ 2 当座
☐ 9 別段

口 座 番 号

1234567

9 添付書類 ※□にレ印を記入してください

	☒ 設置・取付	☐ 撤去・再取付
警察との協議結果報告書、設置箇所及び撮影範囲を明記した図面（警察と協議済みのもの）	☒	☐
業者からの設置費用等の見積書	☒	☐
防犯カメラの仕様が分かる資料（仕様書、カタログなど）	☒	—
防犯カメラの設置に関する事業収支予算書	☒	☐
防犯カメラにより撮影が予定されている画像（写真）	☒	☐
役員名簿	☒	☐
防犯カメラの管理及び運用に関する基準（および細則）	☒	☐
道路管理者等からの撤去の要請等の通知	—	☐
その他市長が必要とする書類（土地使用承諾書等）	☒	☐
議事録の写しなど、防犯カメラを設置することを団体として決定したことを証する書類	提出済	☐
規約（会則）	提出済	☐

注1 次の関係書類を、交付決定通知後、速やかに提出してください。

①道路法その他の法令に基づく許可等を受けた場合、当該許可等を受けたことを証する書類

②電柱に設置する場合、所有者との間で締結した共架契約書の写し

注2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式をご用意ください。

防犯カメラ設置場所に関する協議結果について

令和7年 ○月○△日

（あて先）札幌市長

団 体 名 **札幌市町内会**

代表者氏名 **札幌 太郎**

※令和4年度から押印廃止

札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業補助金交付要綱第5条第2項第5号の規定に基づき、下記のとおり防犯カメラ設置場所等について管轄警察署との協議を実施しましたので報告します。

記

1 協議日

令和7年 ○月 △日

2 協議先

札幌方面○○警察署**生活安全(第一)課**

3 協議結果

(1) 設置場所及び台数

札幌市 **中央区市役所2-3** 付近（ **4** 台）

(2) 詳細場所及び画角

別添見取図のとおり。

警察署確認欄

上記のとおり、防犯カメラ設置場所等について協議したことを証します。

年 月 日

札幌方面 警察署長 印 ※警察署長印は必要です

※ 協議結果を明らかにするため、設置場所等を記載した見取図を添付すること。

見取図



「防犯カメラにより撮影が予定されている画像」を添付

- ※ 防犯カメラを設置又は再取付けする場所及び撮影範囲が分かるように作図してください。
- ※ 「防犯カメラにより撮影が予定されている画像」を添付してください。
- ※ 「防犯カメラの表示板が撮影されている画像」を添付してください。

札幌市町内会 防犯カメラ設置事業収支予算書

科目	金額	備考
I 収入の部		
防犯カメラ設置事業補助金	720,000 円	町内 4 箇所に設置予定
町内会費(町内会の資金)	20,500 円	
収入合計 (A)	740,500 円	
II 支出の部		
ア 補助対象経費		内訳
防犯カメラ設置費用	720,500 円	防犯カメラ代 440,000 円 (110,000 円×4 台)
		金具 5,000 円
		工事費 160,000 円
		高所作業車代 15,000 円
		諸経費 35,000 円
		消費税 65,500 円
イ 補助対象外経費		
防犯カメラ保守契約	20,000 円	1年間
支出合計 (B)	740,500 円	
収支差額 (A) - (B)	0 円	

令和7年〇月〇△日

団体名 札幌市町内会

代表者氏名 会長 札幌 太郎 ※令和4年度から押印廃止

札幌市町内会総会議事録等

1 開催日時 令和7年〇月〇日（〇） 午後〇時～〇時

2 開催場所 〇〇会館（住所：〇〇〇・・・）

3 会員総数 〇〇人

4 出席人数 □□人（委任状提出者含む）

防犯カメラの設置について議題に上げ、合意形成を諮ったことが分かるようにお書きください。

5 議決事項 札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業の補助金による防犯カメラの設置について

6 議決結果 可決（賛成：〇〇人 反対：〇〇人）
または

〇〇〇〇（出席者氏名）より出席者に対し、標記議題に関し、〇〇〇〇〇〇（当補助申請で提示した場所）へ防犯カメラを設置することについて説明し、出席者の承認を得た。

7 防犯カメラを設置する単位町内会への確認（連合町内会の申請の場合）

〇△町内会 会長 △△ △ 印

□×町内会 会長 〇□ ▽ 印

この議事内容は、事実と相違ないことを証明します。

令和7年〇月〇日

町内会の組織体制に応じて役員の方を指定していただいて構いません。できるだけ2人以上の指定をお願いします。

議 長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

※令和4年度から押印廃止可能です。（押印の有無については、町内会の判断にお任せします。押印がなくても、申請上は問題ありません。）

土地・建物等 使用承諾書

令和7年〇月〇日

札幌市町内会（設置者）

会長 札幌 太郎 様

承諾者（土地・建物等所有者）

住 所 札幌市中央区北 1 条西
2丁目

氏 名 市役所 太郎

※令和4年度から押印廃止※令和4年度から押印廃止

下記の、安全で安心な公共空間整備促進事業に伴う防犯カメラ設置に係り、〇〇(土地・
建物壁面等)を使用することを承諾します。

記

1 場所

住所：札幌市中央区北 1 条西2丁目

区分： 上記住所内の屋根

※例：土地、独立柱、壁、屋根など

2 期間

承諾日から防犯カメラ及びその設備がある期間

ただし、上記の期間中であっても、事情により移設又は撤去するよう申出を行った場合、設置者はこれに係る協議に応じるものとする。

※ 2030 年〇月〇日まで等、具体的な日付でも構いません。

3 備考

※ 承諾するに当たって、月額の利用料があれば、追記してください。

任意様式5-1

札幌市町内会長 様

同 意 書

私は、下記のとおり**札幌市**町内会が地域防犯のために設置する防犯カメラの画像に住居の全部又は一部が映り込むことについて同意します。

記

- 1 設置者
札幌市町内会
- 2 設置場所
札幌市〇〇区〇△1丁目1-1
- 3 設置数量及び仕様
1台（仕様は別添）
- 4 管理運用基準等
 - (1) **札幌市**町内会防犯カメラの管理及び運用に関する基準（別添）
 - (2) 撮影（予定）画像（別添）
- 5 その他
 - (1) 上記4(1)の基準に基づき防犯カメラの管理及び運用を徹底すること。
 - (2) 本書に署名後、設置により問題が生じた場合又はやむを得ない事情により本同意の取消しを希望する場合は、設置者は協議に応じ、適切に対応すること。

日付 令和7年 〇月◆◆日

住所 **札幌市**●●区〇条〇丁目〇番〇号

氏名 **札幌 花子** 印

電話番号 **111-1111**

※令和4年度から押印廃止可能です。（押印の有無については、町内会の判断にお任せします。押印がなくても、申請上は問題ありません。）

札幌市町内会長 様

同 意 書

私は、下記のとおり**札幌市**町内会が地域防犯のために設置する防犯カメラの画像に住居の全部又は一部が映り込むことについて同意します。

記

- 1 設置者
札幌市町内会
- 2 設置場所
札幌市〇〇区〇△1丁目 1-1
- 3 設置数量及び仕様
1台（仕様は別添）
- 4 管理運用基準等
 - (1) **札幌市**町内会防犯カメラの管理及び運用に関する基準（別添）
 - (2) 撮影（予定）画像（別添）
- 5 その他
 - (1) 上記 4 (1)の基準に基づき防犯カメラの管理及び運用を徹底すること。
 - (2) 本書に署名後、設置により問題が生じた場合又はやむを得ない事情により本同意の取消しを希望する場合は、設置者は協議に応じ、適切に対応すること。

氏 名	住所	電話番号	同意の日付	印
札幌 花子	札幌市●●区〇条〇丁目〇番〇号	111-1111	令和7年〇月◆◆日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

※令和4年度から押印廃止可能です。（押印の有無については、町内会の判断にお任せします。押印がなくても、申請上は問題ありません。）

(※防犯カメラの管理運用基準ひな型)

〇〇〇町内会 防犯カメラの管理及び運用に関する基準

(目的)

第1条 〇〇〇町内会が、(例) 住民の不安解消等を目的として設置する防犯カメラについて、当目的に即し、かつプライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

設置目的をできるだけ明確に記載してください。

(設置者)

第2条 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、〇〇〇町内会とする。

(プライバシーの保護)

第3条 設置者は、防犯カメラにより次の各号に掲げる私的空間の撮影及び記録をしてはならない。ただし、当該私的空間の住人等から書面による同意を得たときはこの限りでない。

- (1) 住宅の玄関、窓その他の日常生活の様子がうかがえる私的空間
- (2) 個人を認識することができる距離（顔が認識できなくとも、人物が鮮明に映ることによって個人が特定されうる場合を含む。）の範囲内にある私的空間

(撮影範囲)

第4条 防犯カメラは〇台設置し、設置場所及び撮影範囲は、別図のとおりとする。

(管理及び運用)

「別図」は任意様式1 見取図（P36）の形式で構いませんが、詳細な情報（取付け箇所、撮影範囲）を加えたものとしてください。

第5条 〇〇〇町内会は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を順守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- (2) 保守点検などにより適切な維持管理を行う。
- (3) 管理責任者及び操作担当者を指定する。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応し、処理する。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、関係者と協議を行い、適切に対応する。

氏名又は職名をお書きください。なお、操作担当者を別に定めない場合は、管理責任者を記載してください。

(管理責任者及び操作担当者)

第6条 管理責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行うとともに、防犯カメラの設置に係る関係書類を適切に保管する。

- 2 管理責任者は、札幌 太郎とする。
- 3 操作担当者は、管理責任者の指揮監督のもとに防犯カメラ及び録画装置の操作を行う。
- 4 操作担当者は、札幌 次郎とする。
- 5 防犯カメラ及び録画装置の操作は、管理責任者及び操作担当者（以下「管理責任者等」

という。) 以外の操作を禁止する。

- 6 設置者及び管理責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び画像から知りえた情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用しない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ設置の表示）

第7条 設置者は、設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

- (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
- (2) 設置者名（〇〇〇町内会）

（画像の管理）

第8条 画像及び記録媒体の管理は、次の各号に定める。

- (1) 画像の保存期間は〇〇日間とする。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

上限はガイドラインに従い 30 日以内としてください。
また、下限は、7 日以上を設定してください。

（画像提供の制限）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、画像の外部提供は禁止する。

- (1) 捜査機関から犯罪捜査のために情報提供を求められた場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、それらの安全を守るため、緊急の必要がある場合
- (3) 本人の同意がある場合
- (4) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合
- (5) その他、法令に基づく手続により照会などを受けた場合

外部提供を行う条件はこの 5 点以外に追加をしないで下さい。

- 2 犯罪捜査のための情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」等の文書による提出を受けるものとし、管理責任者が審査・許可した上で提供を行う。
- 3 画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存する。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の内容

刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」については、P 24 を参照してください。

（問い合わせ等への対応）

第10条 設置者は、住民等から防犯カメラの設置等に関する問い合わせを受けたときは、その内容がこの基準に照らして適正かどうかを判断し、迅速かつ適切に対応する。

（その他）

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は設置者が別に定める。

附 則

この基準は、2025 年〇〇月〇〇日から施行する。

(※防犯カメラの管理運用基準細則ひな型)

〇〇〇町内会 防犯カメラの管理及び運用に関する基準細則

(例)

第1 基準第4条（管理及び運用）について、防犯カメラが万一故障した際の修繕、更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

第2 基準第8条（画像提供の制限）について、夜間・休日において、捜査機関から犯罪捜査の目的により防犯カメラの画像を提供するよう求めがあった場合は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合に限り、「捜査関係事項照会書」の提示前であっても捜査機関に対し、画像を提供することとする。ただし、この場合において、捜査機関に対し、後日遅滞なく、文書を提出させるものとする。

維持管理費用の積立や画像提供手続きの例外等、別に定めるものがある場合に使用してください。

ただし、管理運用基準本則に抵触しないようご注意ください。

Ⅷ 問い合わせ先

■ご相談いただける警察署は・・・

市内警察署	住所	電話番号
中央警察署 生活安全第一課	中央区北1条西5丁目4番地	011-242-0110
北警察署 生活安全課	北区北 24 条西8丁目2番20号	011-727-0110
東警察署 生活安全課	東区北 16 条東1丁目3番15号	011-704-0110
白石警察署 生活安全課	白石区菊水3条5丁目4番2号	011-814-0110
厚別警察署 生活安全課	厚別区厚別中央2条4丁目5番20号	011-896-0110
豊平警察署 生活安全課	豊平区豊平7条 13 丁目1番15号	011-813-0110
南警察署 生活安全課	中央区南 29 条西 11 丁目1番1号	011-552-0110
西警察署 生活安全課	西区西野2条5丁目3番60号	011-666-0110
手稲警察署 生活安全課	手稲区富丘1条4丁目3番1号	011-686-0110

■区役所の申請窓口は・・・

区役所	住所	電話番号
中央区 総務企画課	中央区南3条西 11 丁目	011-231-2400 (代表)
北区 総務企画課	北区北 24 条西6丁目1-1	011-757-2400 (代表)
東区 総務企画課	東区北 11 条東7丁目1-1	011-741-2400 (代表)
白石区 総務企画課	白石区南郷通1丁目南8-1	011-861-2400 (代表)
厚別区 総務企画課	厚別区厚別中央1条5丁目3-2	011-895-2400 (代表)
豊平区 総務企画課	豊平区平岸6条 10 丁目1-1	011-822-2400 (代表)
清田区 総務企画課	清田区平岡1条1丁目2-1	011-889-2400 (代表)
南区 総務企画課	南区真駒内幸町2丁目2-1	011-582-2400 (代表)
西区 総務企画課	西区琴似2条7丁目1-1	011-641-2400 (代表)
手稲区 総務企画課	手稲区前田1条 11 丁目1-10	011-681-2400 (代表)

■道路占用等については・・・

土木センター	住所	電話番号
中央区 土木センター	中央区北 12 条西 23 丁目2-5 (S.D.C 北 12 条ビル)	011-614-1800
北区 土木センター	北区太平 12 条2丁目1-7	011-771-4211
東区 土木センター	東区北 33 条東 18 丁目1-6	011-781-3521
白石区 土木センター	白石区本通 14 丁目南5-32	011-864-8125
厚別区 土木センター	厚別区厚別町下野幌 45-39	011-897-3800
豊平区 土木センター	豊平区西岡3条1丁目8-20	011-851-1681
清田区 土木センター	清田区平岡2条4丁目1-40	011-888-2800
南区 土木センター	南区南 31 条西8丁目2-5	011-581-3811
西区 土木センター	西区西野 290-10	011-667-3201
手稲区 土木センター	手稲区曙5条5丁目2-1	011-681-4011

■電柱への設置について

○ほくでん所有の電柱は・・・

北海道電力ネットワーク株式会社

札幌支店 配電部 配電グループ 共架担当

電話:011-251-4817

○NTT所有の電柱は・・・

株式会社NTT東日本－南関東

アクセスオペレーションセンター アクセスカスタマ部門 添架担当

電話:042-312-9009

■防犯カメラの選定・設置などについて

※詳細は、別紙「防犯カメラ参考機種一覧」、「防犯カメラ設置業者参考一覧」をご覧ください。

☐ 補助制度全般に関するお問い合わせは

札幌市市民文化局地域振興部区政課

電話:011-211-2252

IX 参考

札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者等が配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)防犯カメラ

犯罪の予防を目的(犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。)として不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置している画像記録機能を備えているカメラをいう。

(2)画像

防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、特定の個人を識別できるものをいう。

3 設置目的の明確化及び撮影の範囲

防犯カメラを設置し、撮影する場合には、以下の点に留意する。

(1)設置の目的を明確にすること。

(2)目的を達成するために必要な範囲に限って撮影すること。

4 管理及び運用の体制

次の各号に掲げる体制により、防犯カメラ及び画像を管理し、運用する。

(1)防犯カメラの設置者(以下「設置者」という。)は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図る。

(2)設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者(以下「管理責任者」という。)を指定する。

(3)設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者(以下「操作担当者」という。)を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 設置の表示

設置者は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示する。

6 画像の適正な管理

画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な管理を行う。

(1)画像記録装置の設置場所

防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入りできない場所に設置する。

(2)画像の保管

画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管する。

(3)画像の保存期間

画像の保存期間は、原則として1か月以内とし、保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

7 画像の適正な利用

画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な利用を行う。

(1)画像の加工禁止

画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。

(2)知り得た情報の秘匿

画像から知り得た情報は、第三者に漏らさない。

(3)目的外利用及び外部提供の禁止

ア 画像及び知り得た情報は、防犯カメラの設置目的以外に使用し、又は提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

(ウ) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ) 本人の同意がある場合

(オ) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

イ アのいずれかに該当する場合、設置者は、管理上必要な事項を記録する。

8 苦情に対する迅速かつ適切な処理

設置者は、防犯カメラの設置等に関する苦情の迅速かつ適切な処理をする。

9 設置基準の作成

(1)設置者は、防犯カメラの設置等に当たって、3から8に沿った基準を作成する。

(2)設置者は、管理責任者及び操作担当者に当該基準を遵守させる。

(3)防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に当該設置基準を遵守させる。

※各機種のお問い合わせについては、裏面の【各種参考機種のお問い合わせ先】をご覧ください。

防犯カメラ参考機種一覧

ここで紹介する防犯カメラ以外でも、補助の対象となります。

工事費により費用は変動するため、ここで紹介するものが、補助金の上限額以内で設置できない場合があります。

また、ここで紹介するのは事業者等から参考機種として提示があった機種であり、このほかの機種・事業者の利用を妨げるものではありませんが、機種を選ぶにあたっては、紹介した機種と同程度の仕様のものをお勧めします。

【各参考機種のお問い合わせ先】

①～⑤の機種について

北海道防犯設備士協会

(事務局：進栄ロックサービス内)

TEL 011-742-3961

①の機種について

キヤノンマーケティングジャパン

株式会社 札幌支店

TEL 011-207-2383

	①	②	③	④	⑤
メーカー	Axis	プロテック	Hanwha Techwin	ケルケ電子システム	UNV
型名	M2035LE	PROB1002	QNO-6082R	KER-AHD1080C	IPC2322SB-DZK-10
仕様	SD内臓カメラ	SD内臓カメラ	SD内臓カメラ	SD内臓カメラ	SD内臓カメラ
外観					
撮像素子	1／2.9型CMOS	1／2.8型CMOS	1／2.8型CMOS	1／2.9型CMOS	1／2.8型CMOS
有効画素数	207万画素	200万画素	200万画素	207万画素	200万画素
水平画角	101°	103°	109.0°	92°	107°
解像度	1980 × 1080	1920 × 1080	1920 × 1080	1920 × 1080	1920 × 1080
最低被写体照度	カラー 0.17lx 白黒 0.03lx	0.04lx	カラー 0.03lx 白黒 0lx	0.00lx	カラー 0.0005lx 白黒 0lx
仕様温度範囲	－30℃～50℃	－10℃～50℃	－30℃～55℃	－10℃～50℃	－30℃～60℃
防塵・防水性	IP66	IP66	IP66	IP66	IP67
録画メディア	SD 最大256GB	SD 最大256GB	SD 最大128GB	SD 最大128GB	SD 最大256GB
赤外線	あり ※20m	あり ※35m	あり ※30m	あり ※30m	あり ※50m
マスクング機能	あり ※32カ所	あり ※16カ所	あり ※6カ所	あり ※4カ所	あり ※4カ所

防犯カメラ設置業者参考一覧

(令和7年3月31日現在)

区 別	事 業 者 名	所 在 地	連 絡 先	本補助制度による 設置実績	各種支援	
					書類作成 ※1	関係機関 調整 ※2
中央区	株式会社ティアール	南8条西18丁目3-18 飯村ビル2F	011-596-8548 080-3230-2087	○	○	○
中央区	北電興業株式会社	北1条東3丁目1	011-261-1552	○	○	○
白石区	AVシステムエンジニア	菊水元町5条2丁目5-11	090-8899-5293	○	○	○
白石区	近藤電設株式会社	東札幌2条3丁目2-10	080-1862-5704 011-822-4511	○	○	○
白石区	光情報通信株式会社	平和通2丁目南1-7	011-862-9559 080-6366-2861	○	○	○
豊平区	北幹警備保障株式会社	平岸3条1丁目2-5	011-814-3573	○	○	○
清田区	北海道サービス株式会社 (北海道コカ・コーラグループ)	清田1条1丁目2-1	011-888-2181	○	○	○
清田区	株式会社サンコー	北野2条3丁目11-22	011-882-3500	○		○

※ 掲載事業者は、今後、変動する可能性があります。(事業者様へ掲載の希望や掲載内容の変更等があれば、札幌市市民文化局地域振興部政課(211-2252)までご連絡ください。)

※1 書類作成 ~ 申請書類の作成補助を行います。

※2 関係機関調整 ~ 警察、電柱管理者等の関係機関との連絡調整補助を行います。